

その他のサービス

視覚に障がいのある人のためのサービス

声の広報

18歳以上で、身体障害者手帳の障がいの程度が視覚障がい1級または2級の人を対象に、「広報津」「つ市議会だより」「つ社協だより」「暮らしの情報」を、CDまたはカセットテープに収録して郵送します。

点字シール

市からの郵便物に、課名と問い合わせ先の電話番号が分かる点字シールを貼り付けます。

自立歩行生活訓練事業

重度の視覚障がいのある人の自立生活に向けた、はくしゅう白杖歩行や点字などの訓練を行います。

津市重度障害者等紙おむつ等購入費助成事業

対象 医師の意見書で常時紙おむつ等の使用が必要と認められる、市内に住所のある3歳以上65歳未満の重度障がいのある在宅の人で、次のいずれかに該当する人

- ①身体障害者手帳の肢体不自由の障がい程度が1級または2級
- ②療育手帳A1(最重度)またはA2(重度)
- ③精神障害者保健福祉手帳1級

対象にならない場合

- 入院・入所している人
- 市民税の所得割が46万円以上の世帯
- 生活保護を受けている人
- 日常生活用具給付事業で、すでに紙おむつの給付を受けている人

助成額 市民税非課税世帯は1カ月5,000円まで、市民税課税世帯は1カ月4,500円まで

津市身体障害者訪問入浴サービス事業

対象 在宅で常時介護を必要とする、市内に住所のある3歳以上65歳未満の重度身体障がいのある人で、次の全てに該当する人

- ①身体障害者手帳の肢体不自由の障がい程度が1級
- ②医師が入浴可能と認める人
- ③介護者などの立ち会いが可能な人
- ④このサービスを利用しないと入浴ができない人

対象にならない場合 介護保険法の訪問入浴介護を利用できる人

利用回数 週2回まで

利用者負担額 原則1割を負担 ※所得に応じて負担限度額があります。

障がい児等生活支援ファイル「はっぴいのーと」

「はっぴいのーと」は、障がいがある子どもや発育・発達に心配なことがある子どもの成長の記録ができる冊子です。保護者の皆さんに無料で配布していますので、詳しくはお問い合わせください。

対象 市内に在住・在学で18歳以下の障がいがある子どもや発育・発達に心配なことがある子どもの保護者で、利用を希望する人

津市障がい者相談支援センター

障がいのある人や家族などから幅広い相談を受け付け、障がい福祉に関する各種制度やサービスがうまく利用できるようお願いします。

障害者手帳がない人でも利用できますので、お気軽にご相談ください。

とき 月～金曜日10時～15時(祝・休日、年末年始を除く)

ところ 津センターパレス3階

相談方法(いずれも無料)

- 来所…事前連絡が必要です
- 訪問…センターのスタッフが訪問します。事前に相談日時の調整が必要です
- 電話(☎272-4554)、ファクス(FAX 229-1382)、Eメール(✉tsu-soudan@true.ocn.ne.jp)

津市障がい者虐待防止センター

家庭や職場などで障がいのある人への虐待行為を見たり聞いたりしたら、電話またはファクスで津市障がい者虐待防止センター(☎264-7002、FAX 229-1382、津市障がい者相談支援センター内)へ通報してください。通報者の秘密は守られます。

自立支援医療

自立支援医療には育成医療、更生医療、精神通院医療があり、所得に応じて自己負担額に上限が設けられています。

育成医療・更生医療

身体障がい者等がその障がいを除去・軽減する手術などの治療により、日常生活能力や社会生活能力などの回復を図り、その効果が確実に期待できる場合、育成医療(18歳未満)、更生医療(18歳以上)の給付が受けられます。

精神通院医療

精神障がいの治療のため、医療機関で外来治療を受けている人に、精神通院医療の給付が受けられます。